0090002_4_機能要件_011法人住民税

											（法人住民税TT）要件の修正に係るご確認事項			TT側成員ご回答欄	
章番	節番	節番枝番	節名称	機能ID	機能説明	実装区分	備考	要件の考え方・理由	要件・対策への変更理由 （旧）対応ルールの反映	検討分類	修正事由	修正方針（案）	修正方針（事務局案） への回答	修正方針（事務局案） ご回答の理由・詳細など （事務局からの質問に対するご回答もこちらに記載）	
1.	1.	1.	1	法人基本情報管理	0110001	法人設立（設置）届、異動届及び申告等に基づき、以下の法人基本情報を登録できること。 <法人基本情報> ・法人番号 ・法人名称 ・法人名（漢字・カナ・ひらがな・英数字）及び法人名カナ ・代表者名（漢字・カナ・ひらがな） ・本店区分及び本店所在地（所在地、郵便番号及び電話番号） ・市町村内の主たる事務所（名称、所在地、電話番号及び郵便番号） ・事業年度（自年度、至年度）、申告区分、申告種別 ・異動届出（届出日、届出区分（電子／申請書出（紙）／申告／異議／その他） ・設立年月日 ・解散年月日 ・設立年月日、設置年月日、廃止年月日、解散年月日及び清算結了年月日 等 ・法人区分（内国法人／外国法人／普通法人等／収益／非収益／清算結了／各種所等なし／登記のみ／除起／復活 等） ・法人区分（普通法人、公共法人） ・組織区分（株式会社、有限会社 等） ・資本区分（有／なし／その他） ・資本金 ・資本金区分 ・決算期（会計期間、事業年度） ・決算期（会計期間、事業年度） ・資本金の額、資本金及び資本準備金の金額区分に応じた金等の額 ・会社事業数（第20号様式の2）、当期所得金事業数（第20号様式の3） ・当期所得金事業数（第20号様式の3） ・当期所得金（自動計算する項目） ・所得区分（法人税／地方法人税／地方法人税） ・合併法人情報（法人名及び所在地） ・連結親法人名（連結親法人名、連結親法人所在地/連結親法人所在地、連結親子区分/連結法人／子法人）、連結加入（開始）年月日及び連結離脱（終了）年月日（連結開始（加入）年月日及び連結離脱（終了）年月日、連結親法人の事業年度又は決算期 ・税理士情報（氏名、住所及び電話番号） ・税理士関連情報（ケーション内容 ※法人税法の場合の例 ・定期の申告期限（期）について入力がすき、延長後の申告期限が計算されること。 ・定期の申告期限 ・収益事業開始年月日及び廃止年月日 ・減免区分 ・課税区分 ・中間申告区分（要／不要）（申告毎に設定する） ・納付書送付区分（要／不要） ・送付口座情報 ・eLTAX利用方法 ※ 市町村内事務所は複数登録できること。	実装必須機能	法人名は登記事項の法人名称を、法人名カナはフリガナを登録し、以降の要件について同じ。 送付口座情報については、収納管理システム等のサブシステムからの参照も可とする。	実装必須機能は標準オプション機能で、設立・設置届及び異動届の情報を機能網羅する。さらに登記事項など法人の基本的な情報を登録するが、統計・情報提供目的等だけを目的として基本登録の設定など、課税に関わる情報を一時管理している。 外部との連携では、事務法に定める法人番号をたった一番号として活用する。 設立日・年月日を登録する必要性については、実装必須とし異動届の設定で管理の設定が可能と設定、また、概要等で法人の現況を補足する。 「設立届」、「異動届」、「解散届」、「清算結了届」、「各種所等なしなど」、「登記のみ」の異動届が生じたタイミングで、「異動」を設定していくが、法人名称の変更や所在地変更、資本金変更などこれら新要件なら異動について法人所有の区分などして「異動」を設（「異動設」）を定義していくなど、要求仕様設定、電子申告の必要な法人区分の明確に注目できるが、この明細は目的基本法人情報の変更や代表者などを所有されたり、変本金異動日や事務の現況とすることは不要とした。 「解散」、「清算結了」、「各種所等なし」、「登記のみ」の異動届は、「法人区分」の変更で管理する。 管理の必ないは、情報提供目的で必要のない項目は、実装必須機能対象外とする。 「設立年月日」、「解散年月日」、「清算結了年月日」、「各種所等なし」、「登記のみ」の異動届は、「法人区分」の変更で管理する。 なお、設立した項目が延滞金計算に影響する場合には、延滞金を再計算する必要があることから、収納管理システムとの連携を必須として定義した。	（法改正対応）グループ通算法人制度の開始への対応。 法人基本情報として送付口座情報を定義していますが、これを収納管理システムから参照することも許容する旨を標準機能で補記する。 第20号の2様式記載の手引に文言を追入するのに、異動欄20の「事務所届出」を「事務所等届出」に改める。 申告書法令区分において、会型事務書を通じて、「予定申告のみ」と「確定申告のみ」は「確定申告のみ」と「予定申告のみ」に個別対応する設定の必要性」について意見を活動したため、申告毎に設定することを追記する。 会型事務書を通じて、ベンダ事業者から、申告届系列の表記が（15月／1月／2月／3月以上）であれば、この4種しか選択できないという影響合いに関係知れ、ヒトラ方の表現の見直しが必要と表現が出ました。（0～12の月数）へと改める。 法人基本情報の管理項目に「決算期（半年決算法人の管理を表記）又は事業年度」を定義しているように、通常の法人と同様に通算期法人においても事業年度だけでなく決算期の管理も可能とすることを定めるために、「通算親法人事業年度」を「通算親法人の事業年度又は決算期」とあめる。				
		2			0110070	税理士宛の申告書送付案内（税理士送付）を一括出力できること。	標準オプション機能		—	デジタル庁が示す「地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化における各種ID の管理方針」に基づき、機能要件2.1.11.9B2 を分割して表記する。			機能要件（機能ID 0110001）にて、産業分類コード（大分類及び中分類）として定義しておりますが、帳票レイアウトにて営業証明書の事業種目が産業分類の小分類まで表示されていたため、中分類までの表示に改めます。 したがって、例示として帳票レイアウトに記載していた事業種目を「情報サービス業」に改めます。 （別紙の帳票レイアウトの改案イメージにて、赤字見え消しを入れておりますのでご参照ください。）	機能要件（機能ID 0110001）にて、産業分類コード（大分類及び中分類）として定義しておりますが、帳票レイアウトにて営業証明書の事業種目が産業分類の小分類まで表示されていたため、中分類までの表示に改めます。 したがって、例示として帳票レイアウトに記載していた事業種目を「情報サービス業」に改めます。 （別紙の帳票レイアウトの改案イメージにて、赤字見え消しを入れておりますのでご参照ください。）		
		2			0110071	税理士宛の申告書送付案内（税理士送付）の一括出力に際しては、中間申告書を対象とできること。	標準オプション機能		—	デジタル庁が示す「地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化における各種ID の管理方針」に基づき、機能要件2.1.11.9B2 を分割して表記する。	要検討	（APPLICより以下の意見を受領） 「税理士宛の申告書送付案内（税理士送付）の～」と記載がありますが、申告書送付案内（法人送付）に関して、中間申告書および清算予納申告書の記載がありません。そのため、いずれも「税理士宛の申告書送付案内（税理士送付）の一括出力に際しては、」の部分は不要ではないかと思われるのですがご確認いただけませんでしょうか。	APPLICより左記の意見を受けたため、以下のとおり表現を見直したいと考えています。 <変更内容> 旧：税理士宛の申告書送付案内（税理士送付）の一括出力に際しては、中間申告書を対象とできること。 新：中間申告書を対象とできること。 ご確認いただき問題が無ければ「承諾」の回答をお願いいたします。		
		2			0110072	税理士宛の申告書送付案内（税理士送付）の一括出力に際しては、清算予納申告書を対象とできること。	標準オプション機能		—	デジタル庁が示す「地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化における各種ID の管理方針」に基づき、機能要件2.1.11.9B2 を分割して表記する。	要検討	同上。	APPLICより左記の意見を受けたため、以下のとおり表現を見直したいと考えています。 <変更内容> 旧：税理士宛の申告書送付案内（税理士送付）の一括出力に際しては、清算予納申告書を対象とできること。 新：清算予納申告書を対象とできること。 ご確認いただき問題が無ければ「承諾」の回答をお願いいたします。		
	2.	1.	12	申告書・納付書送付対象法人抽出	0110024	指定した決算期で申告義務のある法人を抽出し、申告書作成法人一覧を作成できること 申告書作成法人一覧は、予定申告、確定申告、均等割申告を対象とし、申告区分別に一覧化できること。	実装必須機能		申告書・納付書の送付要否に関わらず、申告義務のある法人を抽出する。		要検討	（APPLICにより以下の意見を受領） 「申告書、納付書作成（一括処理）」（項番-2.1.1 枝番-1、項番-2.1.2 枝番-1）や「申告書同封資料作成（一括処理）」（項番-2.1.11 枝番-1）と同様に「決算年月と関連付けされた申告書作成年月日を保持する場合は、決算月の繰わりに当該項目により指定することを許容する。」を追記していただけないでしょうか。 <理由> 申告書作成法人一覧の「要件の考え方」に「申告書・納付書の送付要否に関わらず、申告義務のある法人を抽出する。」とあり、実際に発行の対象となる法人ではないことが記載されていますが、申告義務のある法人の抽出であっても申告書、納付書、同封資料と同様に決算年月と関連付けされた日付での指定であれば問題ないと考えるため。	APPLICより左記の意見を受けたため、「決算年月と関連付けされた申告書作成年月日を保持する場合は、決算月の繰わりに当該項目により指定することを許容する。」との一文を追加したいと考えています。 ご確認いただき問題が無ければ「承諾」の回答をお願いいたします。 また、「否認」若しくは「要検討」をご回答いただく場合には、その詳細な理由（当該修正により生じる懸念点など）も併せてご回答をお願いいたします。		
	2.	3.	5.		0110111	収納管理システムでの決算処理により、会計年度が切り替わった後には、調定年月が過去の会計年度となる申告情報は訂正又は削除できないよう制御すること。 但し、申告登録した「当期の納付すべき税額」（又は調定額）に変更を及ぼさない項目の場合は、会計年度が切り替わった後の訂正処理もアラートを表示した上で実施可能であること。また、申告期限の延長月数、法人税の修正申告年月日などの申告基礎、更正決定通知年月日及び更正請求年月日など、延滞金の計算に影響がある項目を修正する場合は収納管理システムに連携できること。	実装必須機能		各種申告登録した内容については、登録後にも調定額の変更の有無に関わらず申告情報の訂正が発生するため、訂正の機会には一定の柔軟性が必要であるため、実装必須機能としている。 しかし、決算後の情報を訂正できることは望ましくないとの意見もあり、また、収納管理システムにおける会計年度の切替とはいえ申告情報の訂正に制限をかける事業者が多いことから、法人住民税システムの機能として「訂正可能な申告情報は会計年度内の調定分に限ることとした。一方で決算情報に影響がない項目まで制御例に訂正不可とすると業務の柔軟性を損なう可能性があることから、「当期の納付すべき税額」（又は調定額）に変更を及ぼす項目については「アラートを表示した上で訂正可能とする仕様とした。 なお、訂正した項目が延滞金計算に影響する場合には、延滞金を再計算する必要があることから、収納管理システムとの連携を必須として定義した。	会計年度切替後に、過去の会計年度の調定額が変わることを制御する本機能について、その変更の基準となる額の確認として、収納管理システムへ連携される税額データを唯一の計算とするのではなく、法人住民税システムで管理する「当期の納付すべき税額」と突合することで定まることから、上記的柔軟性を担ずる形で機能定義の見直しを行うもの。	要検討	（APPLICにより以下の意見を受領） 延滞金計算に影響がある項目として「更正請求年月日」がありますが、更正請求年月日は還付加算金の計算に使用する項目であると認識しており、どういった場合に延滞金計算に項目を使用しますでしょうか？ 弊社の知識不足かとは存じますが、ご教示いただけますと幸いです。	左記のご意見のとおり、「更正請求年月日」は延滞金計算に用いるものではございませんが、本機能要件では、「延滞金の計算に影響がある項目」だけでなく、「延滞金及び還付加算金の計算に影響がある管理項目」として定義するものと改めたいと考えております。 したがって、以下のとおり機能要件を修正いたします。 <機能要件（改案）＞赤字部分を追加する修正となります。 収納管理システムでの決算処理により、会計年度が切り替わった後には、調定年月が過去の会計年度となる申告情報は訂正又は削除できないよう制御すること。但し、申告登録した「当期の納付すべき税額」（又は調定額）に変更を及ぼさない項目の場合は、会計年度が切り替わった後の訂正処理もアラートを表示した上で実施可能であること。また、申告期限の延長月数、法人税の修正申告年月日などの申告基礎、更正決定通知年月日及び更正請求年月日など、延滞金及び還付加算金の計算に影響がある項目を修正する場合は収納管理システムに連携できること。		
	2.	3.	6.		0110219	法人税における重加算税対象税額が管理でき、収納管理システムへ連携されること。	標準オプション機能		重加算税の対象税額を管理項目として設定し、収納管理システムに連携することで、収納業務において延滞金の適正な計算を図ることとしている。	当初、延滞金の計算に係る処理項目について、他方団体内の収納部局等に情報を伝達することで、延滞金計算時の注意喚起を何十年間で事業企業機能としていたが、最近所得連携・申告整理の処理全体が標準オプション機能であり、当該機能は それに付随する運用のため、同様に標準オプション機能へと変更するもの。	要検討	<確認内容> 以下のとおり要件の補和をお願いします。 修正前：法人税における重加算税対象税額が管理でき、収納管理システムへ連携されること。 修正後：法人税における重加算税対象税額、または重加算税対象税額の有無が管理でき、収納管理システムへ連携されること。 理由として、収納業務において延滞金の計算を行う際の延滞金免除期間の判定について重加算税があるか無いかがわかれればよく、金額まで管理する必要性がありません。 現在自治体様の方でも「重加算税対象税額の有無」しか管理しておりませんので、デジタル庁の基本データリスト上管理される「重加算税対象税額」の形で正確に移行・連携することができません。 「重加算税対象税額の有無」の管理だけの仕様を可とするよう緩和をお願いいたします。 もし、標準仕様において要件の考え方・理由に記載の目標を達成するにあたり、金額そのものが必要だという妥当な理由があれば、ご教示いただければと思います。	APPLICより左記の意見を受けたため、以下のとおり表現を見直したいと考えています。 <変更内容> 旧：法人税における重加算税対象税額が管理でき、収納管理システムへ連携されること。 新：法人税における重加算税対象税額、または重加算税対象税額の有無が管理でき、収納管理システムへ連携されること。 ご確認いただき問題が無ければ「承諾」の回答をお願いいたします。 また、「否認」若しくは「要検討」をご回答いただく場合には、その詳細な理由（当該修正により生じる懸念点など）も併せてご回答をお願いいたします。		
					0110268	更正・決定に基づく調定は、即時調定が行えること。	標準オプション機能		—	デジタル庁が示す「地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化における各種ID の管理方針」に基づき、機能要件7.1.2.9B2 を分割して表記する。	要検討	（APPLICにより以下の意見を受領） 「更正・決定に基づく調定は、即時調定が行えること。」と記載がありますが、申告処理に基づく調定でないみなす申告や減免も含まれるでしょうか。 含まれる場合は、みなす申告や減免についても記載の追加をお願いいたします。	APPLICより左記の意見を受けたため、以下のとおり表現を見直したいと考えています。 <変更内容> 旧：更正・決定に基づく調定は、即時調定が行えること。 新：更正・決定に基づく調定（みなす申告及び減免処理を含む。）は、即時調定が行えること。 ご確認いただき問題が無ければ「承諾」の回答をお願いいたします。		
	8.	1.	3.	1	検索条件	0110275	検索条件を指定して、法人を検索できること。検索条件には以下を含むこととする。 <検索条件> ・法人名（漢字・カナ・ひらがな・英数字） ・法人名カナ ・法人番号 ・法人管理番号 ・都道府県 ・市町村（本店/所在地が管轄外も含む）・支店） ・eLTAX利用方法	実装必須機能		—	検索条件は、その他にも様々なパターンが考えられ、また操作性の一環であり検索条件を具体的に制御しなくてもカスタマイズのさまざまな発生要因にはならないと想定されることから、最低限実装必須の検索条件を列挙することとし、それ以外の実装は制限工夫に委ねる整理としたもの。 検索条件の法人名については、機能要件8.1.1.1.1で定める「・法人名（漢字・カナ・ひらがな・英数字）」と表記を合わせるよう修正する。	報告	（自治体様より以下の意見を受領） 業務フロー「1.6 未届法人調査」について、「1.1異動処理（設立・設置・異動）」のフローでは、法人検索のタスクにおけるデータストアについて、法人住民税と宛名管理相互に矢印が引きされているが、当該フローでは法人住民税から宛名管理への一方向となっている。差異があるのかご教示いただきたい。	左記では特段の差異は無く、データストア間の接続を分かりやすくするために、「1.1異動処理（設立・設置・異動）」を改めて、現行「1.6 未届法人調査」内の記載要領を正とします。このための業務フロー「1.1異動処理（設立・設置・異動）」を修正いたします。 （別紙の参考資料として添付している業務フローをご参照ください。）		